

さいたま市長 6 月定例記者会見

平成 24 年 6 月 21 日（木曜日）

午後 1 時 30 分開会

○ 進 行 それでは、定刻となりましたので、市長定例記者会見を始めさせていただきます。

 それでは、記者クラブ幹事社のテレビ埼玉さん、進行をよろしく願いいたします。

○テレビ埼玉 6 月の幹事社を務めますテレビ埼玉と申します。よろしくお願いいたします。

 それでは、本日の記者会見の内容につきまして、市長のほうからご説明のほうよろしく願いいたします。

○ 市 長 皆さん、こんにちは。台風 4 号が通り過ぎたと思えば、今度は 5 号と。5 号は今、温帯低気圧に変わったというようなお話もございますが、引き続き油断しないで、大雨、大風に備えていきましょう。

 また、今の時期、特に心配されるのが食中毒でございます。

 今月号の「市報さいたま」でも注意を呼びかけました。テレビ埼玉で放送している広報番組「のびのびシティさいたま市」でも特集を組んだばかりです。

 飲食店の方は言うまでもなく、市民の皆さんにも食品の衛生管理には十分ご注意いただき、健やかに梅雨を乗り切っていただきたいと思います。

市長発表

議題 1 : 「高度地区指定の案がまとまりました」

 では、議題に入ります。議題は 3 つございます。

 それでは、まず最初の議題 1 「高度地区指定の案がまとまりました」について説明をいたします。

 さいたま市では良好な住環境を守るために、高度地区による高さの制限の導入を予定をしております。この事業は、しあわせ倍増プラン 2009 に掲げている事業の一つで、今後広く市民の皆様にも周知を図っていく予定としている事業でございます。

まず初めに、高度地区とはどういうものかということでありますけれども、市街地の環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を定めたり、高度な土地利用を促すために、最低限度を定める地区で、都市計画法に定められましたまちづくりのルールの一つでございます。

高度地区指定の目的でございますけれども、住居系用途地域の市街地環境を維持し、良好な住環境や景観を保全すること。それから、持続可能なまちづくりに向けまして、地域にふさわしいメリハリのある土地利用を誘導していくことでございます。

また、この指定による効果ということでございますが、良好な住環境が維持される中低層市街地の形成を誘導できるということ。それから、住宅街などで、著しく突出した高層建築物の建設による紛争を未然に防止ができるということ。さらには、高さに対する具体的なイメージが可能となり、住環境の変化に対する住民の不安の軽減に寄与するということがございます。

それでは、具体的に説明をさせていただきたいと思えます。まず、制限値設定の考え方であります。

「良好な住環境を確保する上で実効性のある制限値」、また「土地利用を過度に制限することのない制限値」として、まず最高の高さの数値であります。1つは基本値1としまして15メートル、これは大体5階建ての建物を想定しております。それから、基本値2、これが20メートル、7階建て程度を想定しております。

(次に、)適用区域の設定の考え方でありますけれども、持続可能なまちづくりに向けました「南北の鉄道を軸とした将来都市構造のあり方」を踏まえて鉄道や道路等のインフラの状況、隣接する用途地域との関係など市街地の特性を踏まえて設定をさせていただきました。

他の自治体では、都市計画法の用途地域に連動して制限値を定めている事例が多くございます。本市では、単に用途地域ごとに制限値を設定するのではなくて、土地利用方向性や地域の特性を反映して設定することが特徴でございます。

次に、適用区域の設定についてですが、これをちょっと概念図でご説明をさせていただきます。まず、高度地区指定の範囲は住居系用途地域に限

られているということがまず1つございます。そして、最高の高さは、15メートルを基本とします。(ただし、)図でオレンジ色に示されました土地利用密度の高い区域は20メートルとするというものでございます。

これは、高密の区域、それから中高密の区域のうち、特に交通インフラのよい区域、そして準住居系の地域と、こういったものとなっております。

そして、高度地区の適用区域は「将来都市構造」に基づきまして設定をさせていただきました。この「将来都市構造」とは平成23年度に策定をしました「都市づくりの基本方針」で位置づけられました将来都市構造のあり方をベースとしてまとめさせていただいたものでございまして、(図を指しながら)この緑色、それから黄色、それからオレンジ色、薄い赤、それから濃い赤の順に、色の赤みが増すごとに土地利用の密度が高くなるというものでございまして、土地利用密度の高い区域は、つまり高い建物を許容する地域ということで位置づけております。

具体的にこの適用区域を整理するとこのような形になります。まず、最高の高さ20メートルを設定する区域であります。先ほどお見せしました土地利用密度の高い区域ですね。それから、将来都市構造における中高密の区域のうち、鉄道駅周辺または幹線道路沿線ということでございます。それから、沿道型用途地域であります準住居地域ということです。

次の15メートルの高さを指定しているのは、第一種中高層住居専用地域、それから第二種中高層住居専用地域、それから第一種住居地域、第二種住居地域ということでございまして、この(基本値)2を除く範囲の地域ということで定めさせていただいております。

また、高度地区を指定しない区域ということでは建物の高さが既に定められております低層住居専用地域。それから、大宮公園周辺の風致地区。それから、高度利用を図る区域として定められました高度利用地区、これらについては除外をさせていただきます。

先ほどの考えに基づきまして設定した市全体の高度地区の指定の図がこの図でございます。黄色い部分、これが15メートルですね。(図を示しながら)こういったところが15メートルの区域。オレンジ色が20メートル。それから、その他、高度地区を指定しない区域として、薄い緑色が低層住居専用地域、それからピンク色が商業系用途地域、それから薄い青色が工

業系の用途地域、茶色の風致地区、そして濃い青色の高度利用地区ということで表示をしております。

そして、高度地区の指定区域の面積でありますけれども、基準1の15メートル区域は約5,380ヘクタール。それから、基本値2、20メートル区域は約2,516ヘクタールとなりまして、合計で7,896ヘクタールとなっております。

そして、指定区域の割合でありますけれども、市域における割合は、約36%。それから、市街化区域における面積の割合は68%。そして、住居系用途地域に対する面積の割合でいいますと、約83%に当たります。

高度地区を指定することによります制限緩和措置の必要性についてちょっとお話をしたいと思います。このような形で高度地区指定をしますけれども、一律に制限できない場合もございます。その場合には、制限の緩和措置を設けてございます。

では、一体どういう場合にこの緩和措置を設けるのかということですが、まず1つは適用の除外でありますけれども、地区整備計画区域が1つですね。これは既に建築物等に関するルールが権利者の合意によって定められたものでありますので、その経緯を尊重していくということになります。

それから、特例による認定、許可ということについていいますと、既存不適格建築物の増築ということがございまして、(既存不適格建築物とは)建設時には適法であった建築物が、都市計画の変更によりまして不適格な部分が生じた建築物でありますけれども、新たに高度地区を指定することによりまして約1,000棟の既存不適格建築物が発生いたします。

既存不適格の建築物となる建物の増築や建てかえについては配慮が必要であるということで、この制限緩和に入れてございます。

それから、大規模敷地を有する建築物で、高度地区の制限により当該建築物の機能が損なわれるおそれのある場合、それから周囲の状況からやむを得ない場合など緩和措置をとっております。

この高度地区指定に当たりましてのこれまでの経過についてお話をしたいと思います。まず、平成21年度から22年度にかけては、庁内の検討委員会を行ってまいりました。平成21年度では、庁内検討委員会を

3回、また学識経験者から構成される検討委員会を2回開催しまして、高度地区指定のあり方について検討を進めてまいりました。

また、平成22年度につきましては、庁内の検討会を3回、また学識経験者から構成される検討委員会を3回開催をいたしまして、高度地区指定の検討方針(案)を検討しました。また、並行して建物現況調査を実施いたしまして、円滑な導入についてさらに検討を進めてまいりました。

そして、平成23年度には、7月に高度地区指定の検討方針(案)についてパブリックコメントを実施しまして、制限値などへの意見をいただき、検討方針を定めました。また、庁内の検討委員会を3回、また学識経験者へのヒアリングの実施をいたしまして、検討方針をもとに指定案を検討しました。

そして、平成24年度7月に、今回の指定案を公表させていただきます。

今後のこの指定についての周知の方法でありますけども、市報7月号と同時に、市内全戸に広報チラシを配布をいたします。(また、)7、8月に各区におきまして合計13回の説明会を開催いたします。説明会の開催場所や、曜日、時間帯を分けまして、できるだけ多くの方に参加をしてもらえるように配慮をして、きめ細かく案の周知を図っていきたいと思います。

また、今後の指定に向けましたスケジュールの見込みであります。案でありますけれども、7、8月に説明会の開催、意見募集を行います。

そして、9月に都市計画公聴会の開催をいたします。そして、1月には案の公告、縦覧、意見書の提出。そして、25年3月には都市計画審議会へ諮問しまして、平成25年8月に高度地区の施行をしていくという流れで進めていきたいと思っております。

今回の高度地区の指定につきましては、「住んでみたい、また住んでよかったまち」を実現するために行うもので、良好な都市景観や住環境の快適性を守っていくということ、それからゆとりと潤いに満ちた良好な市街地の形成を目指していくということを図っていくための手段というか、方法ということで認識をしております。

市長発表

議題2:「さいたまスポーツコミッション先進都市訪問について」

それでは、次にですね、「さいたまスポーツコミッションのヨーロッパスポーツ先進都市訪問について」、ご説明をいたします。

来る7月2日から、さいたまスポーツコミッションの海外情報収集事業の一環としまして、オランダ及びフランスの2カ国を訪問いたします。

今回の訪問の目的は大きく分けて2つございます。

1つは、さいたまスポーツコミッションの機能の強化を図っていくということ。

そして、2つ目が国際スポーツ大会の誘致ということでございます。

そのために、オランダにあります「ロッテルダムトップスポーツ」との連携協定を結ぶということが1つ。それから、さらにはフランスでツールドフランスの視察をし、主催者との意見交換を予定をしております。

まず、この「ロッテルダムトップスポーツ」とはどのような組織かについてご紹介をさせていただきます。

この「ロッテルダムトップスポーツ」とは、ヨーロッパにおきまして先進的なスポーツコミッション機能を有する半官半民的な組織でございます。

ヨーロッパには、スポーツ首都という認定制度がございますが、これはスポーツを活用して都市を活性化しようという動きの中で設立をされましたヨーロッパスポーツ首都協会が過去5年間にスポーツについて顕著な功績のあった都市を毎年1カ所ずつ認定するというものであります。

この「ロッテルダムトップスポーツ」は、この認定を受けている都市の中にある、唯一のスポーツコミッション組織でございます。

また、運営費の一部を行政からの補助で賄うということなども、さいたまスポーツコミッションとも共通点が多い組織であり、非常に成功していると言われているスポーツコミッションであります。今年の1月でありますけれども、市内で「日本スポーツマネジメント学会」というものが開催されましたけれども、その際にこの「ロッテルダムトップスポーツ」の幹部とお話をする機会がありまして、それが一つのきっかけになりまして、今回の訪問が実現をいたしました。

そして、今回はこの「ロッテルダムトップスポーツ」との連携協定を結ばせていただこうと考えております。協定の内容は次の4つの項目であります。

1つは、国際的スポーツイベントに関する開催情報の共有を図っていくということ。中でもロッテルダム市とさいたま市において開催意向のある国際的スポーツイベントに関する情報の共有をしていこうというのが2つ目。

そして、「ロッテルダムトップスポーツ」から、さいたまスポーツコミッションに対する実務的なアドバイスの提供をお願いしようというのが3つ目。

そして、4つ目として、両市とも市内にスポーツチームを擁していることから、これらを活用した都市の活性化方法など都市マーケティングに関する情報共有をしていこうという、この4つの点について協定を結ばせていただく予定にしております。

今回の訪問の日程の概要であります。7月2日に出発して、7月8日、日曜日に帰国をする、5泊7日という行程でございます。

訪問先は、2日から4日までは、オランダのロッテルダム市、5日から7日までがフランスのパリ市を訪問する予定にしております。

訪問者は、私と随員職員が2名、さいたまスポーツコミッションの委員が2名、事務局職員が2名、それから一般社団法人、日本スポーツツーリズム推進機構の方が1名、このほか一般公募により応募された方が8名、16名で行ってまいります。

次に、具体的なスケジュールの内容でありますけれども、2日の日は、到着が夕方ということでありまして、3日からの予定についてお話をします。

3日は、ヨーロッパにおいて先進的なスポーツ機能を有します、「ロッテルダムトップスポーツ」を訪問し、活動内容についてのプレゼンテーションをお伺いし、その後、連携協定の調印を行う予定であります。

そして、ロッテルダムの市長に対して表敬訪問を行わせていただきます。また、翌4日の日には、ロッテルダム市内にありますスポーツ関連施設等を視察させていただく予定であります。

続きまして、5日でありまして、5日はロッテルダムからパリに移動するという日になります。そして、6日の日が、国際スポーツ大会誘致活動ということで、A S O、(これは)ツールドフランスの主催をしてお

ります団体であります。A S Oの幹部とお会いし、さいたま市で開催可能なサイクリングイベントの誘致について働きかけを行ってまいります。

最後になりますが、スポーツを総合的な戦略産業として位置づけるスポーツ先進都市として、今回の2カ国の訪問による海外情報収集というものを行うとともに、スポーツに関する政策を学び、その成果を、本市のみならず、日本のスポーツ文化の醸成、また経済の活性化にも反映をさせていきたいと考えております。

市長発表

議題3:「さいたま市高齢者住民票等宅配サービスを試行します」

それでは、続いて議題の3、「さいたま市高齢者住民票等宅配サービスを試行します」についてご説明をいたします。

さいたま市におきましては、平成32年に市民の約4人に1人が高齢者になると想定されております。

今後、高齢化に加えまして、核家族化もさらに進行するものと思われま。1人で外出することが困難な高齢者の方々に対しまして、その支援を、さらに充実させる必要があるということから、その一つの方策として、住民票の写し等、各種の証明書等を、区役所職員が高齢者の自宅等まで配達するという取り組みを行います。この事業は、区役所からの提案に基づきまして実施をするものでございます。

まず、サービスの対象者でございますけれども、次のすべてに該当する方です。

さいたま市に住民登録があり、市内に居住をしているということが1つ。

それから、1人で外出することが困難であるということが2つ目。

そして、3つ目が満65歳以上であるということでもあります。

世帯全員が条件に合う場合も、一人一人が対象となると考えております。

次に、サービスの概要でありますけれども、ご本人から電話またはファクスによる申し込みをまずいただきます。申し込み先は、住民登録のあります区の区役所区民課で、お申し込みを受けた区役所の職員が自宅等を訪問させていただきまして、1回目の訪問では、本人確認を行った上で、証明書の交付請求書を受け付け、一たん区民課に戻り、証明書等を作成し、

2回目の訪問で、証明書等を交付するという流れでございます。

発行できる証明書ですが、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍関係の証明書でございます。ただし、戸籍関係の証明書は、さいたま市に本籍のある方のみということになります。なお、住民票関係証明書等は、1回目の訪問の際に証明を交付することができると考えております。

受付と配達を取り扱うのは、区役所の開庁日の開庁時間内ということでございまして、毎月最終日曜日に実施をしております窓口の休日開設日は除外されます。証明書の配達は、区民課窓口の混雑等によりまして、お申し込みの翌日以降となる場合もございます。交付手数料は区民課窓口等で交付を受け取る場合と同額でございまして、配達料は特にご負担をいただくことはございません。

平成24年8月1日から平成25年3月29日まで、10区すべてで試行し、窓口業務への影響等を検証してまいります。

お知らせにつきましては、市報7月号でお知らせをする予定です。ホームページには7月1日から掲載をいたします。

最後に、今回の事業は、市民サービスの選択肢が増えるような、市民目線による区役所改革の一環として実施するものでございます。本事業が、高齢者の方の安心感を醸成することによりまして、安心して長生きができるさいたま市を実現するための一助となることを期待をしたいと思います。

私からの説明は以上です。

議題に関する質問

○テレビ埼玉 ありがとうございます。ただいまの市長からの説明について質問がある社はお願いいたします。

テレビ埼玉ですけれども、高齢者住民票等宅配サービスなんですけれども、これはあれですか、ほかの例えば政令市の区役所とか全国の自治体等でやっているところというのはあるんですか。

○市 長 全国で現在こういったサービスをやっているのは14市3町と聞いておりますけれども、政令市では千葉市が平成4年度から実施をしておりますが、少しサービス内容が異なっているということになっています。

千葉市は、住民票の写し、戸籍の全部事項証明、それから除籍謄抄本、

戸籍附票の写し、身分証明書ということでもありますけども、さいたま市のはもう少し多くなっているということになります。

それから、県内では春日部市が平成18年度から実施をしていると聞いております。ただし、取り扱っている証明書は、住民票の写しだけということでございます。

○テレビ埼玉　これは試行期間が来年3月までということなんですけど、軌道に乗るようだったら、来年度以降も続けるというような形。

○市　長　そうですね。事務量がどのくらいになるのかとか、あるいは試行することによっていろんな不都合だとか、いろんなことが課題が出てくるかもしれないので、それらを踏まえてやっていこうということで、まずは試行しようということですね。

ほかにはどうでしょう。

○埼玉新聞　済みません、埼玉新聞ですが、高度地区なんですけれども、近年市内でマンションが乱立したり、マンション紛争が多いんですけれども、そうした紛争にかかわっている市民からですね、今回の高度地区ではなかなか規制がかけ切れないと、または駅前商業地域にもですね、住宅が最近はたくさん建ち並ぶようになりまして、今回の高度地区では制限できないと。あと、さまざまな課題が残されていると思いますが、それについて市長の見解をお願いします。

○市　長　そうですね、まず商業系の区域については、やはり用途が住居系の地域と比べるとかなり緩やかになって、高さについても、容積についてもかなり大きくなっておりますので、これらの地区については、また今後検討していく1つの材料にしていこうとは考えておりますが、まずは住居系地域を、ということでやらせていただいております。

それから、もちろんすべてのマンション問題が解決ができるとは思っておりませんが、ただ現在住宅地の中に極端に高いマンションとかということについては、これができることによってかなり制限ができるんじゃないかと考えております。

ほかにはいかがでしょう。

○テレビ埼玉　ほかよろしいでしょうか。

幹事社質問

1：埼玉高速鉄道の延伸の現在の状況について

2：新庁舎検討審議会の予定及び人選の進捗状況について

それでは、幹事社として代表質問させていただきます。質問はまとめて行いますので、よろしくお願いいたします。質問は2点ございます。

まず、1点目なんですけれども、埼玉高速鉄道の延伸についてなんですけれども、市長は、ことしの9月ごろまでに延伸の是非などの方向性を示すとしていますが、現在の状況についてお聞かせください。

2点目として、新庁舎の検討審議会についてなんですけれども、先日の市議会の一般質問の中で、合併協定書にかかわった方を委員に入れたらどうかとの提案、質問がありました。人選については、まだ検討中かとは思いますが、この合併協定書にかかわった方を委員に入れるということについて、市長はどのようにお考えでしょうか。また、第1回会合の予定及び人選についての進捗状況について、もし決まっていることがあれば、お聞かせください。

以上2点です。

○ 市 長 それでは、幹事社からのご質問に順次お答えをしたいと思います。

まず、1点目の埼玉高速鉄道の延伸についての現在の状況ということでございますけれども、現在、第三者の専門家によります地下鉄7号線延伸検討委員会から提出をされました報告書を受けまして、延伸線沿線地域の成長、発展に資する方策あるいは行程表などについて検討を目的として、私を座長とする地下鉄7号線延伸実現方策検討会というものを設置、開催しております。

これまでに2回開催をしておりますが、現在は職員から提案された145のアイデアをもとに、浦和美園から岩槻という地域の成長、発展に資する具体的な方策、また沿線地域の目指す方向性などの検討を積極的に進めております。また、企業、教育機関等の誘致にも継続的に取り組んでおりますが、今年度は新たに東京メトロ南北線沿線の企業等の意向アンケート等も行っておりまして、このように各種方策の検討等を積極的に進め、具体化させていく中で、地下鉄7号線の役割なども見えてくるものと考え

ております。

いずれにいたしましても、検討委員会からの報告書、市民等のご意見、延伸実現に資する方策と行程表の検討、それから県等の関係機関、鉄道事業者であるとか、市議会あるいは市民協議会、商工会議所、国等とのですね、協議、調整等を総合的に勘案しまして、本年度の前半までに、今後の方向性を判断していきたいと考えております。

次に、本庁舎の検討の審議会についてということでございまして、先日の市議会の一般質問でも合併協定書にかかわった方を委員に入れたらどうかというご質問がありましたので、それと同じような答えになるということなんですけども、合併協定書につきましては、合併協議会において困難な議論を積み重ねた成果であり、協定書の文言に定められましたその思いあるいは経緯というものを十分に尊重し、議論を進めていくべきものであると考えております。

一方で、合併以来10年が経過をし、本市を取り巻く社会経済状況のさまざまな変化もございまして。総合的な視点を踏まえて、十分な論議をしていただきたいと考えております。

いずれにしても、議会において審議中でありますので、議決をいただいた後、審議の内容を十分に踏まえて、さまざまな観点から十分検討していきたいと考えております。

続きまして、第1回の会合の予定及び委員の人選についての進捗状況についてでございますけども、これも現在、設置条例案を議会で審議中でございます。議決をいただいた後に、早い時期に第1回目を開催できるように取り組んでまいりたいと思っております。

委員の人選についても、議決後に進めることとなりますが、本庁舎のあり方という重要な事項でありますので、充実した議論ができるように人選をし、取り組んでいきたいと考えております。

幹事社回答に関する質問

- テレビ埼玉 ただいまの代表質問の説明に関して質問がある方は質問をお願いいたします。
- 埼玉新聞 済みません。埼玉新聞ですが、地下鉄7号線のですね、最終的な決断は、

まだ市長のお考えでよろしいんですけれども、どういう形で発表されるのか。9月議会なのか、それとも県との共同会見を考えられているのか、さいたま市単独の会見となるのか。どんな形で発表される予定ですか。

- 市 長 まだその辺については、具体的にどういう形で発表しようかということまでは、ちょっと今検討しておりませんが、地下鉄7号線の延伸については、県との連携をする事業ということもございまして、その辺については県とも十分協議をした上で発表ということになります。その際に共同ということになるのか、あるいは単独でということになるのかは、ちょっとまだ決定しておりません。今後検討していくことになると思います。ほかにいかがでしょうか。

- テレビ埼玉 ないようでしたら、ほかに質問がある社は質問のほうよろしくお願いたします。

その他：「さいたま市高齢者住民票等宅配サービスについて」

- 毎日新聞 済みません。毎日新聞と申しますが、さいたま市高齢者住民票等宅配サービスなんですけども、これは郵送だとか民間の宅配業者が配達をせずに、市職員がみずから配達する意義というのはどこにあるのでしょうか。

- 市 長 一つは、本人確認をしっかりと上で対応していくべきと考えていることと、もう一つは、件数の想定がちょっと現時点ではどのくらい出てくるものか、これまでの千葉の例であるとか、そういったところだと、件数が余り多くはないんですね。ただ、状況が地域によっても違ったりもしますし、今後の高齢者人口の増ということを考えると、増えてくる可能性も十分あるんですけども、ちょっとその辺を見きわめていった上で、その辺の、1回目の本人確認というのは当然必要になると思いますけども、2回目以降の届け方については、今後検討していく余地もあるのではないかと思います。

- テレビ埼玉 これは、やっぱり直接出向くということによって、今問題になっている、その孤立死、孤独死を防ぐと、その辺に資するというのもやっぱりちょっと考えたほうがいい。

- 市 長 そうですね。今回のサービスは、そのことも一つは意識をして試しているかなと。

- 毎日新聞 資料上は、ちょっとそういうことがうかがえないんですが、そういう民生委員的な役割も今回の何か担当職員って担うことになっているんですか。
- 市長 一応ひとり暮らしで動けない方という状況でありますから、当然本人と直接会って、状況が多少わかるということについて、細かいお話がその際にどこまでするのかというのは、現状では民生委員さんがやるようなところまでは求めてはおりませんけれども、安否確認等については十分行えるんじゃないかと考えております。

その他：「さいたま市の震災がれきの受け入れ準備について」

- 読売新聞 読売新聞です。埼玉県全体の瓦れきの受け入れ量が少なくなる見通しという話も出ていますが、さいたま市がどのぐらいの量とか提示があったのか。受け入れの準備というのは、どのように進んでいるか、お聞かせください。
- 市長 まず、準備については、以前もちょっとお話をしましたけど、学識経験者の方に、その受け入れ基準について私たちとしては意見を伺っているという最中でございますけども、その量については5月21日に、以前と比べて変わった状況がございまして、随分当初予定した木くずが減少したというようなこともございました。
そして、岩手県北部の地区の皆さんともお話をさせていただいているんですが、基本的には岩手県が岩手県側の地域の窓口になって、そしてこちらサイドは埼玉県が、というようなことで調整をした上でということになっておりますので、私たちとしてはそれらの状況を踏まえてという形になるんじゃないかと思っております。ただ、当初予定されていたものより大幅に減ると認識はしておりますけど。
- 読売新聞 具体的な量の提示などはあったんでしょうか。
- 事務局 環境施設課です。
具体的な量等につきましては、今岩手県の見直しの結果等を聞いているところなんですけど、まだ提示がございませんので、具体的な量は把握してございません。
- 東京新聞 東京新聞ですが、今の瓦れきの話で、埼玉県分で処理できちゃうんで、じゃさいたま市はもう受け入れなくてもいいんじゃないかというような方

向にはいかないわけですよ。受け入れを前向きに検討するというお話だったと思うんですけど。

- 市長 受け入れなくても自区内で大方処理ができるという結論になれば、それはそれで、基本的にはやっぱり自区内でやるということがいいんじゃないかと思っていますので。

ただ自区内で処理し切れないというものがある場合については私たちが受け入れられるかどうか、その能力を持っているかどうかというようなことも含めて検討して、それらの方向性について示していきたいと思っています。

- 東京新聞 そうしますと、検討とか調整は続けていくということですか。
- 市長 そうですね、はい。

その他：「副市長人事について」

- 東京新聞 あと、ちょっと別の質問なんですけど、副市長人事のことでお伺いしたいんですが、きのうの本会議で木下さんが副市長にということで上程されたかと思うんですけども、たしか政策局の理事、任期つき職員として採用されたときに、当面は副市長としての起用は考えないと、議会のほうにもその旨を説明されていると思うんですけども、それが半年で変わった理由ですね、をお聞かせいただきたいのと、議会でもお話しされていたけれども、半年間のその木下さんがやっていたお仕事というのがほぼ県と市の調整協議会ですか、あれのお仕事が多いのかなと思ひまして、市議さんなんかでも一部からは、木下さん、見たことがないんで、同意人事なのはわかるんだけど、評価のしようがないという声が出ているのも事実で、その協議会の仕事をもってして副市長のほうの方が広いと思うので、そこに当てはめるのが適当なのかどうかというのがちょっと疑問に思っているところがあるんです。そのあたりの市長のお考え。

あとですね、現在小林副市長がいらっしゃるんで、役割分担としてはどのようにお考えなのか、そのあたりをお聞かせください。

- 市長 まず、政策局の副理事に就任をしてから、ちょうど半年がたちました。その間、埼玉県と市の連携の協議会の仕事をやっていただきまして、その中でさまざまな部局間の調整であったり、あるいは県と市との調整であっ

たり、大変しっかりと調整をしていただいて、県と市の前向きな取り組みが幾つかできるようになってきたのもあったという事実があると私自身は考えておりまして、さらに私たちとしては大きなフィールドで力を発揮していただきたいと思っております、それで副市長ということで選任させていただいたということでもあります。

- 市長 2点目の役割分担については、今、これも人事議案ということで審議をいただいておりますので、まだ詳細には決めておりませんので、今後決定をいただきましたら、できるだけ早いうちに発表させていただきたいと思っております。
- 東京新聞 その調整協議会での成果があったというお話ですけど、具体的に木下さんが入ったことで、どういういいことがあったのかということ。
- 市長 お互いの話し合いが非常にスムーズにいったということもあると思えますし、各部局間の連携も、それによってうまくいったと私は考えております。
- 東京新聞 そういったところを今後その副市長の仕事に役立ててほしいということなんですか。
- 市長 はい。そういったことも含めてですね。
- 東京新聞 あと、さいたま市は、最大で3人まで副市長が置けると思うんですが、あともう一人を、市長の任期があと1年ということだと思んですが、あと1人について置くというお考えは。
- 市長 そうですね、現時点ではちょっと考えておりませんが、それも今後検討していくということになると思います。

その他：「さいたま市の震災がれきの受け入れについて」

- 産経新聞 済みません。産経新聞といいますけど、今さっき瓦れきのことについて聞かれた答弁が、済みません、中身が聞き取れなかったのと、おっしゃりたいことがよくわからなかったの、ちょっともう一度言ってもらえますか。ここまで聞こえないんです、声が。

- 市長 そうですか。もう一回、じゃ質問してもらえますか。
- 産経新聞 量が減るとかいう話をされたでしょう、今。さいたま市は、受け入れに前向きな姿勢だったわけでしょう、それをどうするかという話を聞かれたんじゃないですか。
- 市長 さいたま市としては、岩手県北部の木くずを受け入れてほしいというような要請が、国からも埼玉県からもあって、埼玉県が受け入れる5万トンのうちの一部を受け入れてほしいという要請が来たわけです。現時点としては、この木くずがかなり量が減っていて、さいたま市が受け入れる必要性が(現在)あるかどうかということが、十分私どもとしては判断がし切れない状況でありますので、それらを踏まえてということになりますけども、それがもし木くずが必要ありませんよといった場合についても、じゃほかのものが必要であるというようなケースであった場合には、それはそのときにまた検討していくということであります。
- それは、それで受け入れないということもあり得るのかという話だったので、それはケース・バイ・ケースというか、木くずについては受けるものがなければ、受け入れるということには当然ならないということであると思いますし、それ以外のものについても受け入れる能力があるかどうかということ判断してからでないとお答えはできないと、こういうふうに申し上げたわけです。
- 産経新聞 受け入れる能力はさいたま市にはなかったんですか。
- 市長 木くずについては受け入れられるという方向、受け入れる能力としてはあるけれども、その安全性とか、そういったものについて十分把握をし、しかも最終処分場が確保できるかどうかという課題がありますから、その課題がクリアできれば、私たちとしては考えていきたいと、これまで何度か申し上げてきました。
- 産経新聞 安全性というのは、何の安全性ですか。
- 市長 これは何度もご説明をこれまでの記者会見でやっていますので、ご理解いただけたと思いますけども、要するに排出されたごみの放射線の量とか、あと焼却をされた後の量だとか、あるいはそれによって出てくる水とか空気への影響とか、そういったことの基準について今検討していただいているとい

うことであります。

- 産経新聞 それは、県が実証実験をやっていますよね、それでは納得していない...
...
- 市 長 独自のものということで話をしております。
- 産経新聞 それではだめということなの、県の実証実験ではだめということ。
- 市 長 さいたま市は、独自として受け入れ基準をつくりますと。
- 産経新聞 それより厳しいものをつくりたいということ。
- 市 長 いや、同じものになるかもしれませんが、さいたま市はさいたま市の独自の判断でやりますと、同じものになるケースもありますと申し上げていましたので、過去の記者会見のやつ(議事録)をちゃんと見てやってください。
- 産経新聞 実証実験するんですか、これから。したんですか。
- 事務局 環境施設課です。まず、県と同じかどうかというのは、県と燃す方法が違いますので、もしさいたま市が受けるのであれば、独自に実証実験とかをしなきゃならないだろうと。埼玉県はセメント工場で受けると言っていますので、さいたま市はセメント工場で受けるのではなく、市の施設で受けるということで、まずそこは明確に違いますと。まだ、市長も申したように、どこのものをどれだけ受け入れるかというのが決まっていますので、実証実験をやるやらないというよりは、まずどういう形でさいたま市が担えるかというところがわかってから、じゃ受けるための一つの段階として実証実験が必要ではないかと、そのように判断しております。
- 産経新聞 やるつもりあるんですか。
- 事務局 それは、出てくる相手方というかですね、今、発生量とかの見直しが岩手県で行われているということですので、さいたま市にも必要な量があるとか、そこいら辺の協議が調えば、当然さいたま市としても必要な部分をやっていくという形になるかと思います。
- 産経新聞 それで、瓦れきのポスターをつくっています、県が。これをどかさないと復興が始まんないと。ああいうものを見ながら、いつまでそういうふうの実証実験もしない状態をするんですか。
- 事務局 今ですね、国から5万トンのうち埼玉県がやる4万2,000トンで、その残りをさいたま市という形で依頼を受けているんですけど、基本的にその

瓦れき5万トンが大幅に減ったという状況の中で、改めて必要な部分というのが今後指示されると思いますので、一応そういうところについて協議が調ったら検討を始めるといことになるかと思ひます。

その他：「浦和駅でのJRによるショッピングセンターの開業構想について」

- 埼玉新聞 ほかの質問なんですけれども、鉄道高架化事業が行われている浦和駅です、ね、ショッピングセンターアトレ開業するという構想をJR東日本が地元商店街とさいたま市に示したと思ひますが、これについて市長としては基本的に、まちのにぎわいをつくる商業施設として歓迎するのか、それとも地元商店街との競合問題なども考えて懸念もあるとお考えなのか、まずそこをお聞かせください。
- 市長 基本的には、やはり地元の商店街の皆さんとの連携というのが不可欠であると思ひますので、その辺は十分に検討していただきながら、進めていただきたいと思ひています。
- 埼玉新聞 あと関連して、今回の議会でも出ていたんですけれども、高架化事業は300億円以上かかっています、その大半を市が拠出していると。だから、構想段階でもっと市の意向を反映させる、盛り込んでいくやり方を考えたほうがいいのではないかという声が出ていますが、それに関していかがですか。
- 市長 19日ですか、説明会があったと聞いておりますけれども、それもこういうふうになりますと、最終決定のものだとは聞いておりませんし、今後も私たちとしてもJRとも協議を進めていきますし、また地元の皆さんのご意向や、そういったものも当然反映されてくることになるだろうと思ひます。その中で計画の熟度が増してくると考えておりますので、そういったご配慮をJRさん側にしっかり私たちとしてもお伝えをしたいと思ひますし、地元の要望としてもしっかり言うべきところは言うていく必要があると思ひています。
- 埼玉新聞 最終決定じゃないというふうに確かにJRは言っているんですけれども、今地元の商店街や自治会とですね、さいたま市の担当者だけに示して、公開していないんですよ、計画を。いつ公開するかというと、年度末に構想を公表したいと。来年度着工で、再来年度開業なんですよ。そうすると今市民が、どんな計画があつて、どういう意見を言ったりとかと言えるのは、こ

の時期しかないんですよね、市もそうだと思うんです。一民間施設、民間企業ですけれども、これだけの公費を入れてですね、なおかつ浦和駅という極めて公共性の高い施設でありますから、本来昔の鉄道、国鉄時代であればですね、パブリックコメントをしたり、広く市民の意見を聞いて公開しながら検討会や協議会などの形で進めていくべき性格のものだと思うんですよ。しかし、非常に公開度が低くですね、民間企業の利益をまず第一義に考えているのではないかという感触受けるんですよね。それに対して市がもっと強く、余り言い過ぎるとまた追加措置で、追加的な資金を要求されることが危惧されるのかもしれませんが、そうならないような形でですね、その構想に参加できないかと考えるんですが、いかがですか。

- 市長 19日のやつは(本年度)第1回目ということであろうと思いますので、今後また地元の皆さんからのご意見、ご要望などもJRのほうにお伝えがされたと思いますので、私たちもそういったご意見も踏まえながら、私たちは私たちとして、JRに対していろんな要請を行っていきたいと思っておりますけれども、いずれにしましても、市民の皆さんに十分な説明ができるようには、私たちからもJRに対して要請をしていきたいと思います。
- 埼玉新聞 市民というのは、その地元の商店街だけですが、最終決定は恐らく公表しますけれども、今の形でいいんでしょうかね、地元商店街だけで。利用者が極めて多いわけですし、もう少しJRに対して、この進め方について市が公開、透明性を高くして、市民の意見を反映させるやり方を要求すべきなんじゃないかと思いますが、いかがですか。
- 市長 基本的には民間事業者の事業であります、公共性が高いということも、私たちもそう感じますので、できるだけ多くの市民の皆さんに説明をしていただけるような機会をつくっていただくようには要請をしていきたいと思います。
- 埼玉新聞 埼玉新聞です。今の質問に関連してなんですけども、JRとの協議の中で市の意向を伝えていきたいというお話出ましたが、現時点でこの浦和駅の問題について持っていらっしゃる市の意向というのを教えていただければと思うんですけども。
- 市長 現時点では、私たちとしては周辺の例えば商業者の皆さんとか、あるいはまちづくりとの関係ということについて要望するとしたら要望していくと

ということになります。今周辺の事業者の皆さんの意向という意味では、この間19日にやって、いろんなご意見が出たということだけですので、ちょっと私たちもまだその辺十分把握をしておりませんが、そういったことを踏まえて、この辺に関係する地域の方々にも話をしていくということが一つだろうと思います。

あとは、関連するところに市の土地なんかもあったりしておりますので、それはそれの中で私たちとしてもどういうふうに活用していくのか、あるいはどういうふうにその中で位置づけていくのか、そういうようなことも含めて、これはJR側と市としてはしっかり協議をしていきたいと思っています。

○ 埼玉新聞 そうすると、現時点で明確にこういうふうにしたいというものがあるわけではないということによろしいんですか。

○ 市 長 現時点では、民間の事業者の土地に民間の事業者が事業として考えている部分でありますから、それを私たちとしてこういう事業をやりなさいということは申し上げられないと思っております。ただ、周辺の商店街との連携だとか、あるいはまちづくりという視点では、具体的なものができた段階で、もう少しこういうふうに工夫をしていただけないだろうかという調整や協議を行っていく必要は十分あると思っておりますので、ようやくそれが出てきたわけですから、その中で協議をしていったり、話し合いをしていきたいということです。

○ 埼玉新聞 済みません。その民間の施設、土地ですけれども、その空間ができたのは市が350億をかけて高架化したから空間ができたわけですよ。しかし、法的には何も言えないということなんですかね。今持っている市の用地部分のことしか、その構想については意見が言えないということなんですか。

○ 市 長 所有権が先方側にありますので、ただそういう費用を一部負担をしてきたということはあるから。

○ 埼玉新聞 一部じゃなく大部分なんですけどね。

○ 市 長 それはそれとして、私たちも言うべきところは言うていくということは必要だと思っております。ただ、ゼロからどういう事業をやれとか、どういう使い方をしなさいとかということ限定的に、私たちが計画をつくって促すということではできないと思っております。

ただ、さっきも言いましたけど、地域の、やはり駅前ですから、商店街の

皆さんと連携だとか、あるいはまちづくりだとか、そういった視点でやはり駅というのは大変重要な役割も果たしていますから、その辺のことについては私たちとしても言うべきことは申し上げていきますし、その中で地域の商店、業者の皆さんの意向なども十分踏まえながら、それはお話を進めていくことが必要だと思っています。

○テレビ埼玉 よろしいでしょうか。

その他：「NACK5スタジアムで全日本女子サッカー選手権の決勝戦が開催されることについて」

○ 埼玉新聞 済みません、ちょっともう一点だけ。全日本女子サッカー選手権の決勝がですね、12月にさいたま市のNACK5スタジアム大宮で開催されることが発表されましたが、これ市の誘致活動の成果という形だと思いますけれども、これに関して市長の感想を伺いたいのとですね、ただ、できればですね、女子サッカーの聖地となることを目指している駒場スタジアムでの開催となれば、より一層弾みがついたと思うんですが、そのあたりも含めてご見解をお願いします。

○ 市長 そういう意味では、私ども誘致活動をした一つの成果でありますし、できれば浦和の駒場スタジアムで開催をしていただきたいという思いもあったのは事実でありますけども、今回サッカー協会のほうで、やはり女子サッカーとしては、できるだけピッチと客席が身近なほうがいいとか、いろんな視点で検討されて、その中で選ばれたと伺っています。

私たちとしては、引き続き浦和の駒場スタジアムを女子サッカーの聖地にしたいという思いがありますから、今後はそういったことも含めて働きかけをしていきたいと思っています。

ただ、いずれにしても全日本女子サッカー選手権は、今まで男子の天皇杯と一緒に元旦にやっていた大変サッカー界では大きな試合でありますから、それがこのさいたま市で行われるということは大変うれしいことでもありますので、心から歓迎をしたいと思います。

その他：「さいたま市長選及び「埼玉改援隊」の活動について

○ 産経新聞 産経新聞と申します。済みません、先ほどのようにちょっとまた記者会見の資料ちゃんと読み直してから出直してこいと怒られてしまうかもしれないんですけども、先ほど市長の任期があと1年という話が出ていたということは、当然市長選が来年の5月にあるかと思うんですけども、今の時点で清水市長はどういったお心づもりで臨まれるのかということをお聞かせいただきたいのと、あと済みません。ちょっとこれも勉強不足で本当申しわけないんですけども、清水市長は地域政党で改援隊という組織の代表を務めていらっしゃるかと思うんですけども、済みません、私前任地が関西だったものですから、埼玉県出身の嘉田由紀子滋賀県知事ですとか、あと大阪市の橋下徹市長もそれぞれ地域政党になっていらっしゃるって、あといろいろ政治塾を開いたりとかということをやっているんですけども、何か改援隊のほうで政治塾とかやるお話とかというのはあったり、構想とかあったりするんでしょうか。

あと、これは地域政党全般に言えることなんですけれども、地域政党を立てて、自分の地域政党のところの議員さんを市議会なりなんなりに送り込むというのは、議会の二元代表制の原則からちょっとおかしいんじゃないかという批判もあるかと思うんですけども、そこについての市長のお考えをどうか教えてくださいよう、よろしくをお願いします。

○ 市長 現時点では、残りの任期が1年ございますので、残りの1年の任期を全力を尽くして取り組んでいきたいと思っております。

それから、2点目の地域政党で政治塾みたいなものをつくるかどうかということですけど、今地域政党をつくった首長さんたちと勉強会だったり、会合的なものは随時やっておりますが、今のところその政治塾をやるという考えはございません。

それから、二元代表制についてでありますけども、私たちとしてはかなり大枠の政策をつくらせていただいて、その中で推薦をさせていただきました。それで、当選後については会派としてつくっていただいたり、あるいはそういったもので拘束をしているという状況は現時点ではございません。

そういう意味では、二元代表制を最大限尊重した形で進めさせていただいていると。

ただ、方向性という意味では、やはりこれから地域主権を目指していく中で、少しでも同じ思い、志、あるいは基本的な考え方を持っている議員さんが一人でも多く増えれば良いなと考えております。

以上です。

- 産経新聞 ということは、現状では改援隊さんは、活動は余りしていらっしやらないというふうにちょっと受けとめてしまうんですけど、それはどうなんでしょうか。
- 市 長 そうですね、現状としてはそういう状況であると思います。
- 産経新聞 あのね、さっきの質問に。もう1年ぐらい何にもしていないと思いますけど、街頭で。
- 市 長 街頭ではね、はい。
- 産経新聞 何でしないんですか。
- 市 長 現状としては、今首長さんたちと何人かでお話はしていますが、その必要性については議論としては出ていませんので。
- 産経新聞 政治団体としての活動をなぜしていないんですか。記者クラブに、いついつに街頭演説をやると投げ込みをして今までやってきたでしょう、それを何でこの1年何にもやっていないのということ。
- 市 長 現状では、そういったものの必要性について議論されていないということ。
- 産経新聞 必要性がないということは、子ども手当の国のやり方に対して異論があり、そこから端を発して立ち上げた会ですよ。この間1年間、国の政府のやっているいろんなことに対して疑問がなかったということですか、じゃ。
- 市 長 会として統一的な行動をとろうというところまではいかなかったということですね。
- 産経新聞 一応たしかあのときさいたまでは、21人が改援隊の推薦を受けて立候補して、12人だったかしら、受かったのが。一応さいたま市民で、その埼玉改援隊の看板を信じて投票したかどうか、それが全員かどうかわからんけども、一応投票している人がいるわけでしょう、支持した人が。その人たちにも同じ説明ができますか。
- 市 長 各議員さんについては私たちが掲げた政策について取り組んでくれるということが前提に推薦をさせていただいたわけですけども、それぞれの各議員がそれについてどう取り組んだかということについては、それぞれの議会

報告、市政報告等でやっていただければいいのではないかと考えています。

- 産経新聞 僕が聞いているのは、市民にどう説明するのかって聞いているんです。改援隊を信じた市民に対してね、この1年間政治活動が何も無いわけでしょう。市民にどう説明するのかって聞いているんです、議員じゃなくて。議員のことを聞きたいんじゃないんです。
- 市長 現状としては、ですからああいう子ども手当のような非常に象徴的なテーマではないので、参加した方々が、これはそれぞれ政治家でもあり、首長でもある方々が、やはり全体でやる場合にはそれなりの合意が必要になりますので、同じ方向で活動ができることが前提条件になると思っています。その前提条件となる、共通で同じ方向を向いたテーマでは、この1年はなかったということで考えています。
- 産経新聞 ということは、また選挙の時期が近づけば、復活をするんですか。
- 市長 現時点では、それはわかりません。
- 産経新聞 解散はしているんですか、今。解散はしていないんですよね。
- 市長 解散はしておりません。
- 産経新聞 だから、あのときに立ち上げたときに、これは選挙が目的ではないと、ずっとおっしゃってましたよね。だけど、選挙が目的に見えるじゃないですか、どう見ても。今何にもしていないんだから。
- 市長 ただ、街頭で活動するだけが政治活動としての活動ではないと。
- 産経新聞 ブログを1年間書いていないのはどうしたわけですか。
- 市長 ブログですか。
- 産経新聞 改援隊のブログ、1年間更新されていないのはどうしたわけですか。
- 市長 ブログは、私は書いていないです。
- 産経新聞 だから、改援隊のホームページのブログが1年間更新されていないんですよ。
- 市長 改援隊のブログというのは、改援隊のホームページのページですか。
- 産経新聞 ホームページのブログあるでしょう、そこに。これこれが当選しましたと、統一地方選が終わった後に、これこれの議員が当選しました。そこから更新されていない。
- 市長 そのかわりに、今私自身の個人的なツイッターとか、あるいは松本市長さんのそういったものとかをリンクを張って、それでそこで見ていただくよ

うな形をとっております。

- 産経新聞 そんなことはわかんないですよ、普通の人は。改援隊のブログに何も書いていないんだから。
- 市長 いや、ホームページにリンク張ってあって、そのものが出ていますよ、ごらんください。
- 産経新聞 不親切でしょう、それは。
- 市長 だって同じホームページの中に出ているんですよ。
- 産経新聞 不親切と思わないんならそれでいいですよ。
- テレビ埼玉 じゃ、埼玉さんの質問で、ちょっと最後にしていただければと思います。お願いします。

その他：「浦和駅の災害時防災拠点としての整備について」

- 埼玉新聞 先ほどの浦和駅の問題に戻ってしまうんですが、今市から要望事項がないようにおっしゃっていたんですけども、現場担当レベルで、災害時のですね、避難場所とか、特に大震災のときにJRが帰宅困難者を締め出してしまった問題もありましたので、かなり災害拠点として、万一のときに帰宅困難者を収容したりとか、備蓄物資の準備とかということが、災害時の防災拠点としての整備というのが要望あるように聞いたんですけども、いかがですか、その点。
- 市長 ちょっと細かい部分は今事務レベルで調整をしていますので、私自身がそれをちょっと今申し上げられなかったということ。
- 埼玉新聞 細かいことではないと思います。その駅という公共施設との基本性格にかかわることで、トップが要望しないとこれはJRだって、その担当レベルの話じゃないと思うんです。そうした防災的な役割を駅に、JRに駅の機能として要望していくのかどうかという基本的な姿勢だと思いますけれども、さいたま市としての。
- 市長 それについては当然、帰宅困難者であふれてしまったという状況がありますから、それらはハード面だけではなくて、取り組みも含めて、一緒に防災の訓練をやっていただくとか、総合的に今お願いをしているところでありますので、その中で要望しているという認識はしておりましたけど、駅ビルをつくる云々ということについての部分とは認識をしていなかったの、言葉

足らずだったかもしれません。

○テレビ埼玉

よろしいですか。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の記者からの質問を終了させていただきます。

○ 進 行

以上をもちまして、市長定例記者会見を終了させていただきます。

なお、次回の開催は7月の19日木曜日、13時30分からを予定しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。ご苦労さまでした。

午後2時38分閉会

この議事録は、明らかな言い直し、重複した言葉遣いなどを読み易く整理したものを掲載しています。なお、会見後訂正された文言や文脈上の補足等については「会見後訂正」や括弧書きして、下線を付しています。